

証券コード 8185  
2024年5月8日

(電子提供措置の開始日 2024年5月1日)

株 主 各 位

東京都杉並区荻窪四丁目30番16号

株式会社 **チヨダ**

代表取締役社長 町 野 雅 俊

## 第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記により開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上での下記ウェブサイトにて「第77回定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

●当社ウェブサイト

[https://www.chiyodagr.co.jp/ir/meeting\\_materials.html](https://www.chiyodagr.co.jp/ir/meeting_materials.html)

上記のウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。

●東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「チヨダ」又は「コード」に「8185」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

当日のご出席に代えて書面又はインターネット等にて議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2024年5月22日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月23日（木曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号  
吉祥寺エクセルホテル東急 7階「オークルーム」  
（会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第77期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第77期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 取締役8名選任の件
  - 第3号議案 監査役3名選任の件
  - 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

日時

2024年5月23日(木曜日)  
午前10時



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年5月22日(水曜日)  
午後6時30分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年5月22日(水曜日)  
午後6時30分ご入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 票

○ ○ ○ ○

留中

××××年 ×月××日


切手貼る

1.

2.

3.

4.

スマートフォン用議決権行使書アプリダウンロードコード

○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



2回目以降もQRコードよりログイン可能です。

### <ご注意事項>

- ・インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00 ~ 21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

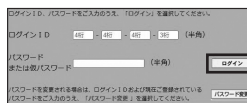
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。  
(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)



「次の画面へ」をクリック

- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。  
※操作画面はイメージです。

# 事業報告

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和に伴い、個人消費の回復やインバウンド需要の増加が見られるなど、緩やかな景気回復基調となりました。しかしながら、原材料・エネルギー価格の高騰や円安による物価上昇、ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の緊迫化等の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。当社グループが属する靴・衣料品小売業界では、社会経済活動の正常化が進んだことによる外出機会の増加等が見られた一方で、物価上昇、実質賃金の伸び悩みなどの影響による消費マインドの低下が懸念されております。

このような状況下、当社グループは、専門店ならではの視点で日常の便利さを追求し、お客様の生活が快適になるようなプライベートブランド商品の開発、提案を行い、また、広告手法の見直しを行うことで経費の効率化と売上の回復に努め、在庫の削減、不採算店舗の閉店遂行、人事効率の改善などに取り組むことで、利益確保に努めてまいりました。更に、百貨店を中心とした法人向けの紳士靴卸販売を行うトモ工商事株式会社を子会社化し、既存のEC事業や法人営業などの強化と併せて、販売チャネルの拡大と時代に対応した事業ポートフォリオの最適化に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高93,320百万円（前年同期比1.3%増）、営業利益1,071百万円（前年同期は営業損失2,234百万円）、経常利益1,474百万円（前年同期は経常損失1,942百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益1,851百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失2,602百万円）となりました。

セグメント別の業績の概要は次のとおりであります。

#### <靴事業>

靴事業におきましては、靴専門店としてのサービス向上と商品提案力の強化をテーマとして、プライベートブランド商品を中心とした重点商品の販売強化

や在庫鮮度の改善に取り組み、また、客数増加、客層拡大のため、顧客満足度の向上やデジタルマーケティングの推進、販売チャネルの拡大に取り組んでまいりました。

商品面では、主力プライベートブランド「セダークレスト」の、手を使わずに立ったまま履ける「スパットシューズ」が、消費者の新たな需要を喚起することができたため、年間を通して好調に推移しました。また、同じく「セダークレスト」の、ソフトな素材と屈曲性にこだわった「ストレッチビジネスシューズ」や、「フワラク」の、疲れにくく歩きやすい機能性にこだわった「スニーカーパンプス」など、消費者の使い勝手を考慮した、靴専門店ならではの商品を多数発売するとともに、天候に左右されにくい商品を拡充することで、売上の安定化を図りました。

販売促進では、「スパットシューズ」のテレビCMを年末年始に全国放映し、WEBサイトやSNSを活用して商品認知度を高めるなど、新規顧客獲得に努めました。また、ご来店いただいた店舗にサイズが無い場合、自社ECサイト「kutsu.com」を活用し、そのまま店舗で注文することができる「お店で注文・自宅で受け取りサービス」を2023年11月に開始し、オンラインとオフラインとの連携を推進することで顧客の利便性を高めるとともに、在庫管理などの業務効率改善に取り組みました。更に、自社アプリ会員向けのポイント増量キャンペーンを実施することで売上増加を図るなど、従来のアナログ販促からデジタル販促へシフトするマーケティング手法の変更により、売上、客層の拡大に努めました。

出退店につきましては、10店舗を出店し、46店舗を閉店し、当連結会計年度末の店舗数は886店舗（前連結会計年度末比35店舗減）となりました。

経費につきましては、インフレ等により増加が避けられない項目はありましたが、人事効率の改善や管理費の抑制を行い、販売費及び一般管理費は前年同期比1.0%微減となりました。

以上の結果、靴事業の売上高は77,910百万円（前年同期比5.7%増）、営業利益は1,986百万円（前年同期は営業損失1,516百万円）となりました。

#### <衣料品事業>

衣料品事業におきましては、「暮らしに役立つ商品と企業活動を通じて地域社会に貢献します。」という企業理念のもと、お客様の生活に密着したライフスタイル提案を行ってまいりました。

商品面では、プライベートブランド「NAVY」を中心に、春夏シーズンには、接触冷感、吸水速乾、抗菌防臭などの機能性を打ち出した「SA・RA・

R I」シリーズ、秋冬シーズンには、あったか素材を使用した「温℃」シリーズを提案するなど、シーズン毎のお客様ニーズに対応した商品を重点販売いたしました。また、仕入コントロールを行いながら持ち越し商品の早期現金化を進め、適正在庫への見直しを図るとともに、不採算店舗の閉鎖、業務改革による徹底したコストの圧縮を図るなど販管費の最適化に取り組む一方、パートタイマーの社内資格制度の見直しやデジタルツールを活用した情報配信を行うなど、人材活性化策による営業力強化を推進しました。

出退店につきましては、7店舗を出店し、49店舗を閉店し、当連結会計年度末の店舗数は278店舗（前連結会計年度末比42店舗減）となりました。

経費につきましては、一般管理費の抑制、及び退店による固定費削減により、販売費及び一般管理費は前年同期比12.5%減となりました。

以上の結果、衣料品事業の売上高は15,409百万円（前年同期比16.5%減）、営業損失は922百万円（前年同期は営業損失726百万円）となりました。

#### 企業集団のセグメント別売上高

	前連結会計年度 （自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）		当連結会計年度 （自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）		前期比
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
靴 事 業	73,676	80.0	77,910	83.5	105.7
衣 料 品 事 業	18,443	20.0	15,409	16.5	83.5
合 計	92,119	100.0	93,320	100.0	101.3

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度は、靴事業においてはシュープラザ釧路木場店をはじめ10店舗の新規の出店及びその他の店舗の内装等の改装に総額674百万円の投資を行いました。衣料品事業においては、NAVYイオンモール豊川店をはじめ7店舗の新規の出店及びその他の店舗の内装等の改装に総額106百万円の投資を行いました。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 74 期 (2021年 2 月期)	第 75 期 (2022年 2 月期)	第 76 期 (2023年 2 月期)	第 77 期 (当連結会計年度) (2024年 2 月期)
売 上 高 (百万円)	94,227	88,651	92,119	93,320
親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失 (△) (百万円)	△5,002	△3,980	△2,602	1,851
1 株当たり当期純利益又は純損失 (△) (円)	△140.39	△112.16	△74.23	52.68
総 資 産 (百万円)	99,614	90,676	87,214	84,762
純 資 産 (百万円)	62,478	55,455	51,352	51,853
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,679.41	1,522.65	1,417.44	1,444.31

## (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株) マックハウス	100百万円	60.7%	衣料品の小売
チヨダ物産(株)	80百万円	100.0%	靴の卸売
トモエ商事(株)	30百万円	100.0%	靴の卸売

#### (4) 対処すべき課題

原材料・エネルギー価格の高騰や円安による物価上昇、ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の緊迫化等への警戒感に加え、実質賃金の伸び悩みによる消費マインドの低下など、当社グループ業績への影響が懸念され、先行き不透明な状況が続くものと思われます。また、テレワークの普及をはじめとしたアフターコロナに見られる社会活動の変容は、消費者の購買行動の変化へと繋がるため、今後、更なる対応が必要になってきます。

こうした中、靴事業では、靴専門店としてのサービス向上と商品提案力の強化をテーマとして、消費者の利便性を考慮した機能性商品の開発強化に取り組むとともに、店舗アプリによるデジタル会員証・自社ポイントサービスの強化や、ECサイトと実店舗との連携を強化することで、顧客体験の向上に取り組んでまいります。また、実店舗以外の販売チャネル拡大のため、EC事業や法人事業に注力し、新たなビジネス基盤の構築にも取り組むことで、収益力の改善と企業価値の向上を目指してまいります。

衣料品事業では、お客様の声を積極的に商品企画に取り入れ、暮らしに役立つ快適な機能や着心地にこだわった商品の品揃えを拡充していくと同時に、不採算店舗の閉鎖、業務改革による徹底したコストの圧縮を図るなど販管費の最適化に取り組んでまいります。

サステナビリティ経営の推進につきましては、サステナビリティ委員会を中心として、既に当社ホームページにて開示しているTCFD提言に基づくガバナンス、戦略、リスクマネジメント、指標と目標（scope1.2におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定と削減目標）の各種情報に加え、人的資本に関わる情報開示の検討を進めてまいります。

引き続き、お客様の生活に密着し、サプライチェーンとともに、「健康」「地域社会・コミュニティ」「環境」「人権問題」等、社会課題に取り組むことで、足元からお客様の豊かさと幸せに貢献します。お客様をはじめ、お取引先様などステークホルダーの皆様のご理解、ご協力のもと、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。

当社のサステナビリティについての取り組みに関しては、以下をご参照ください。

<https://www.chiyodagr.co.jp/csr/>



### (5) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

当社グループは、当社及び子会社3社の合計4社より構成されており、事業内容は、靴、衣料品等の小売及び卸売業を営んでおります。

セグメント	会社名	主な事業内容
靴事業	(株)チヨダ	靴の小売
衣料品事業	(株)マックハウス	衣料品の小売
靴事業	チヨダ物産(株)	靴の卸売
靴事業	トモエ商事(株)	靴の卸売

### (6) 主要な営業所 (2024年2月29日現在)

#### ① 当社の主要な事業所

本社及び関東地区本部	東京都杉並区
関西地区本部	大阪府大阪市中央区
中部地区本部	愛知県名古屋市名東区
九州地区本部	福岡県福岡市博多区
東北・北海道地区本部	宮城県仙台市太白区

#### ② 子会社の事業所

(株)マックハウス	東京都杉並区
チヨダ物産(株)	東京都杉並区
トモエ商事(株)	東京都台東区

#### ③ 営業店舗

地区	都道府県名	靴事業店	衣料品事業店	計店
北海道	北海道	47	12	59
東北	青森県	18	2	20
	岩手県	15	7	22
	宮城県	25	6	31
	秋田県	11	3	14
	山形県	17	7	24
	福島県	28	7	35

地区	都道府県名	靴事業	衣料品事業	計
関東	茨城県	24	8	32
	栃木県	17	3	20
	群馬県	13	5	18
	埼玉県	67	14	81
	千葉県	47	11	58
	東京都	85	8	93
	神奈川県	61	7	68
中部	新潟県	21	5	26
	富山県	5	1	6
	石川県	6	1	7
	福井県	6	0	6
	山梨県	6	3	9
	長野県	16	7	23
	岐阜県	10	7	17
	静岡県	35	7	42
	愛知県	49	21	70
近畿	三重県	7	4	11
	滋賀県	7	2	9
	京都府	14	7	21
	大阪府	34	11	45
	兵庫県	24	17	41
	奈良県	5	3	8
	和歌山県	5	3	8
中国	鳥取県	0	0	0
	島根県	1	3	4
	岡山県	14	3	17
	広島県	14	6	20
	山口県	7	5	12

地区	都道府県名	靴事業	衣料品事業	計
四国	徳島県	4	2	6
	香川県	5	2	7
	愛媛県	7	5	12
	高知県	8	4	12
九州	福岡県	23	8	31
	佐賀県	8	5	13
	長崎県	9	5	14
	熊本県	13	9	22
	大分県	11	6	17
	宮崎県	8	4	12
	鹿児島県	13	5	18
沖縄	沖縄県	16	7	23
合	計	886	278	1,164

## (7) 従業員の状況（2024年2月29日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
靴事業	1,205名	20名増
衣料品事業	275名	17名増
全社（共通）	74名	2名減
合計	1,554名	35名増

- (注) 1. 従業員数には、出向社員及びパートタイマーは含まれておりません。  
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。  
3. 衣料品事業につきましては、当事業年度より集計方法を変更し、従来、臨時雇用者数に含めていた地域限定社員を従業員数に含めて記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,156名	74名減	48.3歳	23.7年

- (注) 従業員数には、出向社員及びパートタイマーは含まれておりません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2024年2月29日現在）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数   | 110,150,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 38,609,996株  |
| ③ 株主数        | 16,452名      |
| ④ 大株主（上位10名） |              |

株 主 名	持株数	持株比率
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	6,589千株	18.74%
舟橋 政男	3,238	9.21
株式会社中央商事	2,998	8.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,221	6.31
有限会社大知	1,630	4.63
チヨダ共栄会	1,487	4.23
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	1,099	3.12
J P JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL SEC LTD EQ CO	1,085	3.08
株式会社三井住友銀行	860	2.44
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC	745	2.12

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,450千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2024年2月29日現在)

	2013年7月発行 新株予約権	2014年7月発行 新株予約権	2015年7月発行 新株予約権
発行決議日	2013年6月25日	2014年7月8日	2015年7月3日
新株予約権の数	180個	167個	190個
目的となる株式の 種類と数	普通株式 18,000株	普通株式 16,700株	普通株式 19,000株
払込金額	1円	1円	1円
行使に際して出資 される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円
権利行使期間	2013年8月1日から 2043年7月31日まで	2014年8月1日から 2044年7月31日まで	2015年8月1日から 2045年7月31日まで
役員の保有状況 ・取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 8個 目的となる株式数 800株 保有者数 1人	新株予約権の数 7個 目的となる株式数 700株 保有者数 1人	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 1人

	2016年7月発行 新株予約権	2017年7月発行 新株予約権	2018年7月発行 新株予約権
発行決議日	2016年7月8日	2017年7月7日	2018年6月20日
新株予約権の数	265個	215個	260個
目的となる株式の 種類と数	普通株式 26,500株	普通株式 21,500株	普通株式 26,000株
払込金額	1円	1円	1円
行使に際して出資 される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円
権利行使期間	2016年8月1日から 2046年7月31日まで	2017年8月1日から 2047年7月31日まで	2018年8月1日から 2048年7月31日まで
役員の保有状況 ・取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1人	新株予約権の数 16個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 1人	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 2,500株 保有者数 1人

	2019年7月発行 新株予約権
発行決議日	2019年6月19日
新株予約権の数	350個
目的となる株式の 種類と数	普通株式 35,000株
払込金額	1円
行使に際して出資 される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円
権利行使期間	2019年8月1日から 2049年7月31日まで
役員の保有状況 ・取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1人

(注) 新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2024年2月29日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	町 野 雅 俊	トモエ商事(株)取締役会長
取 締 役	今 田 至	トモエ商事(株)代表取締役社長
取 締 役	大 喜 多 利 一	商品統括本部長兼店舗運営統括本部管掌、 チヨダ物産(株)取締役
取 締 役	井 上 裕 一 郎	管理本部長兼総務部長兼広報・IR室管掌
取 締 役	舟 橋 浩 司	(株)マックハウス代表取締役会長兼社長、 (有)大知代表取締役社長、 (株)コスモポリタン代表取締役社長
取 締 役	佐 藤 紀 雄	(株)トレンドソリューションズ顧問、 イーテクノロジー(株)顧問
取 締 役	井 脇 修	(株)アイサーパス代表取締役社長、 (株)クライマー取締役
取 締 役	堀 之 内 慎 太 郎	いちごアセットマネジメント・インターナシ ョナル執行役員
取 締 役	山 本 貴 英	フロンティア・マネジメント(株)経営執行支援 部門マネージング・ディレクター
常 勤 監 査 役	小 池 秀 一	チヨダ物産(株)監査役
監 査 役	山 中 雅 雄	ルネス総合法律事務所 弁護士、 システム・ロケーション(株)社外監査役
監 査 役	宇 佐 美 豊	マネジメント・パワー・エクスチェンジ(株)代 表取締役、宇佐美公認会計士事務所所長、東 京海上プライベートリート投資法人監督役 員、産業ファンド投資法人監督役員、カルビ ー(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役佐藤紀雄氏、井脇修氏、堀之内慎太郎氏及び山本貴英氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役山中雅雄氏及び宇佐美豊氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役山中雅雄氏は、弁護士として会社財務・法務に精通し、経営に関する高い見識を有しております。  
 4. 監査役宇佐美豊氏は、大手監査法人での多岐にわたる業務経験及び会計専門家としての高い見識を有しております。  
 5. 当社は、取締役佐藤紀雄氏、井脇修氏、堀之内慎太郎氏及び山本貴英氏、監査役山中雅雄氏及び宇佐美豊氏の6名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 6. 当社は、社外取締役4名及び監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

② 当事業年度中の取締役の異動  
退任

舟橋政男氏は、2023年5月25日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、代表取締役会長を退任いたしました。

杉山浩一氏及び石塚愛氏は、2023年5月25日開催の第76回定時株主総会の時をもって任期満了により、社外取締役を退任いたしました。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約は、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本的な方針を決議しております。取締役会は、取締役の個人別報酬等について、決定された報酬等の内容が当該決定に関する方針と整合していることや、独立社外取締役が委員長を務める指名報酬諮問委員会にて決定されていることから、当該決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬の決定手続きは、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、十分機能するよう株主利益と連動した報酬体系として、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責、企業価値向上への貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2006年5月25日開催の第59回定時株主総会において、取締役8名（うち社外取締役3名）について報酬限度額は年額216百万円以内（ただし、使用者兼務取締役の使用人分給与は含まない）。また、監査役3名の報酬限度額は1989年5月25日の第42回定時株主総会において月額250万円以内と、それぞれ決議されております。

また、取締役（社外取締役は除く）については、2011年5月26日開催の第64回定時株主総会において、上記報酬とは別枠で株式報酬型ストック・オプションとして年額50百万円以内と決議され、取締役5名（社外取締役は除く。）が対象となり、同時に役員退職慰労金制度は廃止されております。



#### ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会より答申を受け、取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長 町野雅俊氏が当該答申内容に従って決定することに一任しております。委任した理由は当社の業績等を踏まえ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適切であると判断したためであります。

#### ニ. 役員の個人別の報酬等の内容についての決定の方針等

当指名報酬諮問委員会は、社外取締役が過半数を占めることが条件とされ、当事業年度におきましては、独立社外取締役を委員長とし、その他5名（内、社外取締役3名）の合計6名で構成されております。業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動金銭報酬としての賞与、及び中期計画を定める場合はその進捗として1年間の業績結果に対する株式報酬により構成し、報酬割合については、役位、職責、他社水準、社会情勢等を踏まえて、基本報酬を75～90%、業績連動報酬を25～10%を目安とします。株式報酬を考慮した個人別の報酬等の額に対する割合については、株式報酬に関する方針を決定した際に別途定めるものとします。

なお、それぞれの報酬等の決定方法は次のとおりであります。

##### 基本報酬（金銭報酬）

月別の固定金銭報酬とし、役位、職責、業績指標の達成度、執行役員給与等従業員給与を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

##### 業績連動報酬（金銭報酬）

社員の賞与支給日に準じ、事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を高めるため、各事業年度の連結及び単体の収益性指標（売上高・営業利益）の目標値に対する進捗、企業価値向上への貢献度、及び社員の賞与支給乗率を考慮して決定するものとする。

##### 非金銭報酬等（ストックオプション）

中期計画を定める場合に策定するものとする。

社外取締役の報酬に関しては、社外取締役は指名報酬諮問委員会の構成メンバーであることから、会長、社長の協議により決定します。

監査役の報酬に関しましては、監査役の協議により決定しております。

ホ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	支給人数	報酬等の種類別の総額(百万円)			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	12	69	11	-	81
監査役	3	17	-	-	17
計	15	87	11	-	98

- (注) 1. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由は、前記ニ「役員の個人別の報酬等の内容についての決定の方針等」に記載のとおりです。また、業績連動報酬等の額の算定方法は、前記ニ「役員の個人別の報酬等の内容についての決定の方針等」に記載のとおりです。なお、業績指標である売上高・営業利益の実績は、前記1.「企業集団の現況」に記載のとおりです。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。よって含まれておりません。
3. 当事業年度末現在取締役は9名（社外取締役4名が含まれ、事業年度中での社外取締役への報酬対象者は6名であり、総報酬金額は13百万円である。ただし2名は無報酬）であります。上記の支給人数には、2023年5月25日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した3名が含まれております。
4. 当事業年度末現在監査役は3名（社外監査役2名が含まれ、事業年度中の総報酬は8百万円である。）であります。
5. 取締役の業績連動報酬等の額は、当事業年度中に役員賞与引当金として費用処理した金額が含まれています。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役佐藤紀雄氏は、(株)トレンドソリューションズ顧問、イーテクノロジー(株)顧問であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役井脇修氏は、(株)アイサーパス代表取締役社長、(株)クライマー取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役堀之内慎太郎氏は、いちごアセットマネジメント・インターナショナル執行役員であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役山本貴英氏は、フロンティア・マネジメント(株)経営執行支援部門マネージング・ディレクターであります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・監査役山中雅雄氏は、ルネス総合法律事務所の弁護士であり、また、システム・ロケーション(株)社外監査役であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役宇佐美豊氏は、マネジメント・パワー・エクステンジ(株)代表取締役であり、また、宇佐美公認会計士事務所所長、及び東京海上プライベートルート投資法人監督役員、産業ファンド投資法人監督役員、カルビー(株)社外監査役であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 佐藤 紀雄	当事業年度に開催された取締役会12回中11回に出席いたしました。 産業ITソリューション、IT基盤サービスにおける幅広い経験と実績を有しており、ITビジネスモデル変革に対する発言を行っております。
取締役 井脇 修	2023年5月25日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回すべてに出席いたしました。長年培ってきた靴・繊維・アパレル等の専門知識を有しており、幅広い業務マネジメントの経験から発言を行っております。
取締役 堀之内 慎太郎	2023年5月25日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回すべてに出席いたしました。企業分析や市場調査に精通しており、企業価値向上の取り組みの経験から発言を行っております。
取締役 山本 貴英	2023年5月25日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回すべてに出席いたしました。小売・消費業界に対して多くのコンサル経験があり、事業再生の実績から発言を行っております。
監査役 山中 雅雄	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。監査役会12回すべてに出席いたしました。 弁護士としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会において、専門的な見地から活発な発言を行っております。
監査役 宇佐 美豊	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。監査役会12回すべてに出席いたしました。 公認会計士として、会計及び財務に関する豊富な経験と専門的知見から意見を述べるなど、様々な発言を行っております。 また、監査役会において、専門的な見地から活発な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

(注) ・当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

・会計監査人の報酬等に対する同意理由について

監査役会は、代表取締役社長からの「監査報酬同意依頼書」及び会計監査人の「監査及び四半期レビュー計画説明書」に基づき、①監査業務の内容、②四半期レビューの手続き、③期末監査の実施、④内部統制報告書の検証等における作業手続き、見積り作業時間（人日）、及び単価等を検討した結果、妥当と判断いたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、その会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人の選任議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）の処分を受けました。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1 経営の基本方針

チヨダグループ各社は、企業倫理を確立し社会の信頼を得るために役職員が業務を行ううえでの具体的な行動基準として「チヨダグループ企業倫理規程」を定め、経営管理体制の確立に努めております。

### 2 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人に対し法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下で職務を執行するために、代表取締役社長をトップとし、取締役及び各部門の責任者で構成するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。
- ② 取締役及び使用人が法令、定款及び規程等に違反する行為を発見した場合の通報体制として内部通報者保護を社内規程に定めております。

### 3 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程において経営上重要な文書として位置付けるとともに、情報漏洩防止を徹底すべく適切に保存及び管理（廃棄を含む。）を実施し、必要に応じて運用状況を検証し、規程の見直し等を行っております。
- ② 取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧に供することとしております。

### 4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理を行うため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、各部門担当取締役及び各部門の責任者とともに、部門毎のリスクを体系的に管理するため、既存の規程に加え必要なリスク管理規程を制定しております。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告を行い、全社的なリスクを統括的に管理しております。平時においても各部門においては、その有するリスクの軽減等に取り組み、有事における関連規程に基づくマニュアルやガイドラインを見直し、各部門のリスク管理の改善を行っております。
- ③ 取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

- 5 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会は、原則月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定しております。
  - ② 経営理念を基に策定される年度計画に基づき、各部門において目標達成のために活動することとしております。また、毎月作成される経営資料をチェックするとともに必要な対策を決定し実施しております。
  - ③ 取締役会の決定に基づく職務執行は、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限に則り職務を遂行することとし、必要に応じて運用状況を検証し、規程の見直し等を行っております。
  - ④ 企業経営及び業務に関して、経営判断上の参考とするため法律事務所等と顧問契約を締結し、必要に応じて専門的立場からのアドバイスを受ける体制を整えております。
  
- 6 当該会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 当社及び子会社は「チヨダグループ企業倫理規程」を遵守し、グループ全体のコンプライアンス体制及び内部統制の構築に努めております。
  - ② 当社の「関係会社管理規程」に基づき、担当取締役及び各部門の責任者はグループ会社の状況に応じて必要な管理を行っております。
  - ③ グループ内取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし、適切かつ公正を保持しております。
  
- 7 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ① 監査役が職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、使用人を配置するものとしております。
  - ② 監査役が職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮監督下で職務を遂行するものとしております。
  - ③ 監査役が職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価・懲戒等については、事前に監査役会の同意を得て取締役会で決定するものとしております。

8 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する職務の執行状況を報告しております。
- ② 取締役及び使用人は、監査役に対して当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、並びに、内部監査の実施状況、内部通報の状況及びその内容、取締役の不正行為、重大な法令・定款違反行為について速やかに報告しております。
- ③ 監査役は、いつでも、取締役及び使用人に対して、報告を求めることができます。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、必要に応じて財務・経理部や内部監査室等に協力・補助を要請し、監査を実効的に行うことができます。
- ② 監査役は、必要に応じて弁護士、会計士等の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障されます。

10 反社会的勢力への対応

当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応に関する基本方針を定めるとともに、事案発生時の担当部署への報告及び対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には弁護士や警察等関連機関とも連携して毅然と対応してまいります。

11 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

・下請法、独占禁止法、及び景品表示法に対するコンプライアンス  
弁護士事務所等と顧問契約を締結し、アドバイスを受ける体制を整えております。

また、違反行為の防止や早期発見など、定期的に役員及び従業員に研修を実施しております。

・指名報酬諮問委員会の設置

社外取締役が過半数を構成する指名報酬諮問委員会において、取締役等の人事や報酬等を審議することにより、これらの事項に関する客観性及び透明性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図っております。

# 連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位 百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>56,337</b>	<b>流動負債</b>	<b>20,268</b>
現金及び預金	26,604	買掛金	2,828
売掛金	3,335	電子記録債務	11,912
商品	23,897	ファクタリング債務	16
返品資産	174	リース債務	282
前払費用	994	未払消費税等	1,811
その他	1,337	未払法人税等	615
貸倒引当金	△6	未払消費税等	1,210
<b>固定資産</b>	<b>28,425</b>	返用品負債	98
<b>有形固定資産</b>	<b>6,175</b>	賞与引当金	433
建物及び構築物	1,484	役員賞与引当金	427
機械装置及び運搬具	0	店舗閉鎖損失引当金	9
工具、器具及び備品	238	リース資産引当金	0
土地	4,193	リース資産減損勘定	9
リース資産	251	資産除去債務	50
その他	7	資産除去債務	553
<b>無形固定資産</b>	<b>4,846</b>	<b>固定負債</b>	<b>12,641</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>17,403</b>	繰延税金負債	756
投資有価証券	2,316	繰延税金負債	43
長期預金	1,550	退職給付に係る負債	8,923
敷金及び保証金	9,134	役員退職慰労引当金	9
繰延税金資産	4,289	転貸損失引当金	42
その他	127	長期リース保証金	481
貸倒引当金	△14	長期リース資産減損勘定	18
<b>資産合計</b>	<b>84,762</b>	資産除去債務	2,088
		その他	278
		<b>負債合計</b>	<b>32,909</b>
		<b>純資産の部</b>	
		株主資本	50,729
		資本剰余金	6,893
		利益剰余金	7,489
		自己株式	43,176
		その他の包括利益累計額	△6,830
		その他有価証券評価差額金	52
		繰延ヘッジ損益	49
		退職給付に係る調整累計額	24
		新株予約権	△22
		非支配株主持分	19
		<b>純資産合計</b>	<b>51,853</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>84,762</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位 百万円)

科 目		金 額
売上	高価	93,320
販売	原価	49,377
費	総管理費	43,942
営業	一般管理費	42,871
営業	業外収益	1,071
受取	利息	46
受取	配当	4
受取	家賃	621
その他	手数料	67
営業	の費用	236
支不	外払	8
転	動産	491
経	貸損	2
経	常引	70
特	別利	
固	定資	1
違	約の	4
負	のれ	347
特	別損	
固	定資	15
減	損	324
店	舗閉	22
店	舗閉	9
り	一ス	17
税金	等調整	
法人	税、住	475
法	人税	△435
当	期純	
非	支配	1,399
親	会社	451
株	主に	1,851
主	に帰	
属	する	
当	期純	
利	益	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	6,893	7,489	42,375	△7,015	49,743
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△983		△983
親会社株主に帰属する当期純利益			1,851		1,851
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		0		185	186
自己株式処分差損の振替			△68		△68
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△0	0		0
連結会計年度中の変動額合計	-	0	800	184	985
当 期 末 残 高	6,893	7,489	43,176	△6,830	50,729

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	△16	△31	10	△38	137	1,510	51,352
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△983
親会社株主に帰属する当期純利益							1,851
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							186
自己株式処分差損の振替							△68
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	66	56	△32	90	△118	△458	△485
連結会計年度中の変動額合計	66	56	△32	90	△118	△458	500
当 期 末 残 高	49	24	△22	52	19	1,052	51,853

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- |             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| イ. 連結子会社の数  | 3社                              |
| ロ. 連結子会社の名称 | ㈱マックハウス<br>チヨダ物産(株)<br>トモエ商事(株) |

#### (2) 連結の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度からトモエ商事株式会社を連結の範囲に含めております。

これは、2023年8月28日にトモエ商事株式会社の株式を取得したことによるものです。

なお、みなし取得日を2023年9月30日としております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

###### ロ. デリバティブ

時価法

###### ハ. 棚卸資産

・商品

主に月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～34年
工具、器具及び備品	5年～10年

###### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失額を見積計上しております。

ハ. 店舗閉鎖損失引当金

従業員に対する退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

店舗閉店に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、閉店し転賃を決定した店舗等について、支払義務のある賃借料から転賃による賃貸料を控除した金額等その損失額を見積計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

イ. 商品の販売に係る収益認識

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主に靴事業及び衣料品事業における商品の店頭販売によるものであり、これらの商品の販売は顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、自社ECサイト等の通信販売における収益は、商品の出荷から引き渡しまでがごく短期間で行われるため、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

ロ. 自社ポイントに係る収益認識

顧客への販売に伴って付与する自社ポイントは、顧客への販売とは別個の履行義務として識別し、顧客から受け取る対価を当該履行義務に配分したのち、顧客がポイントを行使した際に収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## ⑦ 重要なヘッジ会計の方法

### イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建営業債務及び外貨建予定取引

### ハ. ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

### ニ. ヘッジ有効性評価の方法

振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 棚卸資産の評価

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品	23,897百万円
商品の簿価の切り下げ額	1,180百万円

#### ② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価方法は、主に月別総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、最終仕入日等から一定期間経過した商品については、期間の経過とともに収益性が低下するとの仮定に基づき、一定の評価ルールに従い帳簿価額を切り下げしております。

なお、上記の見積り及び仮定は、市場環境の変化や消費者志向及び生活様式の変化等により影響を受けることから不確実性が大きく、今後の状況によっては、翌連結会計年度に追加の棚卸資産評価損が発生する可能性があります。

## (2) 固定資産の減損損失

### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	6,175百万円	無形固定資産	4,846百万円		
うち、店舗固定資産	9,321百万円	(靴事業	8,756百万円	衣料品事業	564百万円)
減損損失	324百万円	(靴事業	183百万円	衣料品事業	141百万円)

詳細は(連結損益計算書関係)※8 減損損失に関する注記に記載のとおりであります。

### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

全国に多店舗展開しており、各店舗の運営においては、景気や個人消費動向、天候、立地等の外部経営環境の影響を受け、減損の兆候がある店舗が存在しています。各店舗の減損の兆候を把握するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す単位として店舗をグルーピングの最小単位とし、各店舗の営業損益が継続してマイナスとなる場合、閉鎖等の意思決定を行った場合等に、減損の兆候があると判断しております。減損の兆候があると判断した店舗については、割引前将来キャッシュ・フローの総額と各店舗の固定資産の帳簿価額の比較により減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を当連結会計年度の減損損失として計上しております。これらの検討過程で利用される将来キャッシュ・フローについては、各店舗の直近1年間の店舗別損益実績を基礎とし、店舗の出店地域の経済環境を踏まえた売上高成長率等の各店舗に固有の仮定を加味しております。

なお、上記の見積り及び仮定は、市場環境の変化により影響を受けることから不確実性が大きく、今後の状況によっては、翌連結会計年度に追加の減損損失が発生する可能性があります。

## (3) 繰延税金資産の回収可能性

### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	4,289百万円
--------	----------

### ② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対しては「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリング等により、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、事業計画に含まれる重要な仮定は、1店舗当たり売上高や出退店店舗数、売上総利益率等であり、景気や個人消費の動向等に大きく影響を受けます。

なお、実際に発生した課税所得金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

14,603百万円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	38,609,996	—	—	38,609,996

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	3,543,081	717	93,700	3,450,098

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加717株は、単元未満株式の買取りによるものであります。  
2. 自己株式の株式数の減少93,700株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

イ. 2023年5月25日開催の第76回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 490百万円
- ・1株当たり配当額 14円
- ・基準日 2023年2月28日
- ・効力発生日 2023年5月26日

ロ. 2023年10月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 492百万円
- ・1株当たり配当額 14円
- ・基準日 2023年8月31日
- ・効力発生日 2023年11月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2024年5月23日開催予定の第77回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 492百万円
- ・1株当たり配当額 14円
- ・基準日 2024年2月29日
- ・効力発生日 2024年5月24日

### (4) 新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
当社	ストックオプションとしての 新株予約権	普通株式	107,300	—	93,700	13,600	19
合 計			107,300	—	93,700	13,600	19

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 1,444円31銭
- ② 1株当たり当期純利益 52円68銭

## 8. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
店舗及び共用資産	建物及び構築物・工具、器具及び備品・リース資産・無形固定資産・その他	千葉県他	324

当社及び連結子会社(株)マックハウスは、店舗（転貸資産等）をグルーピングの最小単位としており、本社設備等を共用資産としております。

当連結会計年度において、継続的に営業損失を計上している資産グループ及び市場価格が著しく下落している資産グループにつきまして、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、324百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

その種類別の内訳は以下のとおりであります。

種類	金額 (百万円)
建物及び構築物	223
工具、器具及び備品	42
リース資産	22
無形固定資産	20
その他	15
合計	324

なお、資産グループの回収可能価額は、路線価等に基づき算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっております。将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が、マイナスであるため回収可能価額を零としております。

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、資金調達が必要な場合において主に銀行借入により調達しております。また余剰資金については、安全性及び流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。



② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、電子記録債務、ファクタリング債務は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資等に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権、敷金及び保証金について、担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、主に満期保有目的の債券であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

連結子会社の外貨建金銭債権債務等の為替の変動リスクに関しては、外貨建営業取引に係る輸入取引範囲内で、デリバティブ取引（為替予約）を利用することによりヘッジしております。デリバティブ取引の実行及び管理は財務・経理部門で行っておりますが、担当役員の承認を得たうえで実行しております。また、財務・経理部門において、銀行に対して定期的に残高確認を実施し、担当役員が残高の妥当性を検討しております。なお、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、電子記録債務、ファクタリング債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	2,297	2,297	—
(2) 長期預金	1,550	1,428	△121
(3) 敷金及び保証金	9,134	9,055	△79
資産計	12,982	12,781	△200
(4) リース債務 (※)	1,038	1,032	△6
(5) 長期預り保証金	481	471	△9
負債計	1,520	1,503	△16
デリバティブ取引	38	38	—

(※) リース債務 (流動負債)、リース債務 (固定負債) の合計額であります。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	0
投資事業有限責任組合への出資	18

上記については、市場価格がなく、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算出した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	151	—	—	151
社債	—	297	—	297
その他	—	1,848	—	1,848
デリバティブ取引	—	38	—	38

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	1,428	—	1,428
敷金及び保証金	—	9,055	—	9,055
資産計	—	10,483	—	10,483
リース債務	—	1,032	—	1,032
長期預り保証金	—	471	—	471
負債計	—	1,503	—	1,503

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

これらの時価は、株式等は取引所の価格によっているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引（為替予約）の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

当社グループは、靴事業及び衣料品事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、靴の小売、靴の卸売及び衣料品の小売であります。

また、各事業の売上高は、靴事業77,910百万円、衣料品事業15,409百万円であります。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 11. 企業結合に関する注記

### 取得による企業結合

#### (1) 企業結合の概要

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| ① 被取得企業の名称及びその事業の内容 |           |
| 被取得企業の名称            | トモエ商事株式会社 |
| 事業の内容               | 紳士靴卸売業    |

#### ② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、靴ならびに衣料品の専門店を日本全国に展開し、地域のニーズにあった商品を提供することで、地域社会に貢献し、また、新たなサービスや付加価値を提供することで、持続的に企業価値を向上させていくことを企業理念としております。靴の販売においては、営業利益拡大の施策として、既存の店頭販売ビジネスを生かし、時代に対応した事業ポートフォリオの最適化を目指す為、EC事業や法人向け販売事業を強化するなど、販売チャネルの拡大に取り組んでおります。

トモエ商事は百貨店を中心とした法人向けの紳士靴卸販売を主な事業としており、当社がこれまで行ってこなかった卸売業、とりわけ百貨店への卸し販売を得意とする会社です。百貨店では、消費者の外出機会の増加やインバウンド売上の回復により、業績が回復しており、トモエ商事が主力としている高額紳士靴でも、今後の需要拡大が見込まれております。その為、トモエ商事の卸売ビジネスやそのノウハウ、販売チャネルなどは、当社グループの企業価値向上に資するものと判断いたしました。

本株式取得は、当社が計画として示している成長戦略の一環となるものであり、また、靴事業の中で当社が進出してこなかった領域を補完するものです。当社は、本株式取得を契機と捉え、相乗効果の見込める新たなビジネス基盤を構築する為、今後も事業モデルの拡大を意識した取り組みを推進してまいります。

#### ③ 企業結合日

2023年8月28日（みなし取得日 2023年9月30日）

#### ④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

#### ⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

#### ⑥ 取得した議決権比率

100%

#### ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間  
2023年10月1日から2024年2月29日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	113百万円
取得原価		113百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等 6百万円

(5) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生した負ののれん  
347百万円

② 発生原因

企業結合時における被取得企業の時価純資産額が取得原価を上回った為、その差額を負ののれん発生益として計上しております。

(6) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,468百万円
固定資産	104百万円
資産合計	1,572百万円
流動負債	770百万円
固定負債	341百万円
負債合計	1,111百万円

# 貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位 百万円)

資産の部		金額	負債の部		金額
科目	目		科目	目	
<b>流動資産</b>		<b>48,079</b>	<b>流動負債</b>		<b>16,158</b>
現金及び預金		23,926	電子記録債権	務金務金	10,111
売掛金		2,832	買掛金	務金	1,867
商品		19,307	未払費用	金	269
貯蔵品		0	未払消費税	用等	82
前払費用		12	未払法人税等	等	1,404
その他当座預金		863	前払引当金	金	454
倒引当金		1,142	前払引当金	益	1,091
固定資産		△6	契約引当金	債	206
<b>有形固定資産</b>		<b>26,913</b>	賞与引当金	金	36
建物		318	員賞与引当金	金	98
構築物		810	役員報酬引当金	金	381
車両運搬具		13	店舗閉鎖引当金	金	9
工具、器具及び備品		0	店舗閉鎖引当金	金	9
土地		191	固定負債	務金務金	9
一ス資産		3,971	退職給付引当金	金	40
建設仮勘定		244	長期前払費用	債	85
<b>無形固定資産</b>		<b>7</b>	長期前払費用	債	9,923
借地権		3,341	長期前払費用	債	741
ソフトウェア		677	長期前払費用	債	7,121
リース資産		695	長期前払費用	債	26
その他の資産		12	長期前払費用	債	380
投資有価証券		16,627	長期前払費用	債	0
関係会社株式		2,289	長期前払費用	債	18
出資		1,297	長期前払費用	債	1,526
長期前払費用		2	長期前払費用	債	108
繰延税金資産		39	長期前払費用	債	26,082
長期前払費用		4,238	長期前払費用	債	48,846
敷金及び保証金		1,550	長期前払費用	債	6,893
その他当座預金		7,165	長期前払費用	債	7,486
倒引当金		45	長期前払費用	債	7,486
貸倒引当金		△0	長期前払費用	債	41,296
<b>資産合計</b>		<b>74,993</b>	<b>株主資本</b>		<b>48,846</b>
			資本	金	6,893
			剰余金	金	7,486
			利益剰余金	金	7,486
			利益剰余金	金	41,296
			利益剰余金	金	845
			利益剰余金	金	40,451
			利益剰余金	金	40,000
			利益剰余金	金	451
			利益剰余金	金	△6,830
			利益剰余金	金	45
			利益剰余金	金	45
			利益剰余金	金	19
			利益剰余金	金	48,911
<b>負債純資産合計</b>		<b>74,993</b>	<b>負債純資産合計</b>		<b>74,993</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位 百万円)

科	目	金	額
売	上		77,106
売	上		41,681
販	費		35,424
営	業		33,970
営	業		1,454
	受	19	
	有	27	
	受	67	
	受	403	
	為	52	
	雑	32	
営	業	87	691
	支	5	
	不	302	
	転	2	
	投	0	
	資	59	
	経		369
特	常		1,775
	別		
	固	1	
	違	4	6
特	別		
	固	6	
	減	183	
	店	11	
	舗	9	
	閉		211
	鎖		
	損		
	失		
	引		
	当		
	金		
	繰		
	入		
	額		
	損		
	失		
	約		
	純		1,570
	利		
	益		
	税	296	
	引	△414	
	前		△118
	当		
	期		
	純		1,688
	利		
	益		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株 主 資 本	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
				別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	6,893	7,486	7,486	845	40,000	△186	40,658	△7,015	48,023
当期変動額									
剰余金の配当						△983	△983		△983
当期純利益						1,688	1,688		1,688
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分								185	185
自己株式処分 差損の振替						△67	△67		△67
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	638	638	184	823
当期末残高	6,893	7,486	7,486	845	40,000	451	41,296	△6,830	48,846

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△15	△15	137	48,145
当期変動額				
剰余金の配当				△983
当期純利益				1,688
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				185
自己株式処分 差損の振替				△67
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	60	60	△118	△57
当期変動額合計	60	60	△118	765
当期末残高	45	45	19	48,911

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - ・ 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### 2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品 月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
（リース資産を除く）

建物	20～34年
建物附属設備	3～24年
工具、器具及び備品	5～10年

定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- ② 無形固定資産  
（リース資産を除く）
  - ・ 自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 長期前払費用 定額法を採用しております。
- ④ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 店舗閉鎖損失引当金 店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失額を見積計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
また過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際事業年度から費用処理することとしております。
- ⑤ 転貸損失引当金 店舗閉店に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、閉店し転貸を決定した店舗等について、支払義務のある賃借料から転貸による賃貸料を控除した金額等その損失額を見積計上しております。
- ⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算金額は損益として処理しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 19,307百万円  
商品の簿価切り下げ額 1,014百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記(1)棚卸資産の評価」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### (2) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 5,558百万円、無形固定資産 4,727百万円  
うち、店舗固定資産 8,756百万円  
減損損失 183百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記(2)固定資産の減損損失」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### (3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,238百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記(3)繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 4. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

### 5. 貸借対照表に関する注記

- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額     | 11,963百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |           |
| ① 短期金銭債権               | 1百万円      |
| ② 短期金銭債務               | 148百万円    |
| ③ 長期金銭債務               | 13百万円     |

### 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- |              |          |
|--------------|----------|
| ① 営業取引       | 5,103百万円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 70百万円    |

### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	3,543,081	717	93,700	3,450,098

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 717株は、単元未満株式の買取りによるものであります。  
2. 自己株式の株式数の減少 93,700株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	56百万円
賞与引当金	116百万円
店舗閉鎖損失引当金	2百万円
未払事業所税	22百万円
棚卸資産評価損	225百万円
退職給付引当金	2,286百万円
貸倒引当金	2百万円
減価償却超過額	731百万円
土地減損損失	432百万円
リース資産減損勘定	8百万円
投資有価証券評価損	8百万円
転貸損失引当金	8百万円
資産除去債務	479百万円
株式報酬費用	5百万円
繰越欠損金	2,316百万円
その他有価証券評価差額金	14百万円
その他	76百万円
繰延税金資産小計	6,795百万円
評価性引当額	△2,496百万円
繰延税金資産合計	4,299百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△33百万円
その他	△27百万円
繰延税金負債合計	△60百万円
繰延税金資産の純額	4,238百万円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に算入されない項目	0.11%
受取配当金等永久に算入されない項目	△1.26%
住民税均等割	14.97%
評価性引当額	△57.33%
税額控除	6.30%
その他	△0.93%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△7.52%

## 9. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
建物 建物附属設備	202	136	66	—
合計	202	136	66	—

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内

11百万円

1年超

25百万円

合計

37百万円

リース資産減損勘定の残高

27百万円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料

12百万円

リース資産減損勘定の取崩額

9百万円

減価償却費相当額

0百万円

支払利息相当額

0百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱マックハウス	100	衣料品の小売	60.7	商品の売上店舗の賃貸等資金の貸付 役員の兼任	商品売上等※1	1	流動資産「その他」	-
						店舗の賃貸料等※2	19	流動資産「その他」	0
								前受収益	1
								長期預り保証金	13
貸付金利息	1	流動資産「その他」	-						
子会社	チヨダ物産㈱	80	靴の卸売	100.0	当社グループの商品の購入役員の兼任 備品の購入等出向者の受入出向者の派遣	商品の仕入※3	5,101	買掛金	143
						受取手数料※4	1	流動資産「その他」	0
						備品の購入等※3	2	未払費用	-
						出向者給与※5	3	流動資産「その他」	0
						受入出向者給与※5	37	未払費用	3
子会社	トモエ商事㈱	30	靴の卸売	100.0	商品の購入役員の兼任	商品の仕入※3	0	買掛金	0
						受取手数料※4	0	流動資産「その他」	0
						役員報酬	4	流動資産「その他」	-

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1. 商品の売上等については市場価格を勘案し、交渉の上決定しております。

※2. 店舗の賃貸料については近隣の取引事例を勘案し、交渉の上決定しております。

※3. 商品の仕入及び備品の購入等については市場価格を勘案し、価格の交渉の上決定しております。

※4. 受取手数料については過去の取引事例を勘案し、交渉の上決定しております。

※5. 出向者に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れ及び派遣しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)シッパス	10	不動産の売買・交換・貸借業務	—	店舗の賃借	店舗の賃借料 ※1	9	前払費用	0
						敷金及び保証金の預託 ※2	—	敷金及び保証金	10

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1. 店舗の賃借料については近隣の取引事例を勘案し、交渉の上決定しております。

※2. 店舗の賃借に係る敷金及び保証金については近隣の取引事例を勘案し、交渉の上決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	1,390円57銭
② 1株当たり当期純利益	48円05銭

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

株式会社チヨダ  
取締役会

御中  
太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴	見	寛	Ⓔ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉	江	俊	志	Ⓔ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社チヨダの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チヨダ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

株式会社チヨダ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴 見 寛 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉 江 俊 志 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社チヨダの2023年3月1日から2024年2月29日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、結論は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査役会における審議のうえ、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当社及びグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画を定め、内部統制システムの構築、法令遵守・リスク管理の推進体制を重点監査項目に設定し、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の社員等と意思疎通を図り、また、経営上の課題について社外取締役と定期的な意見交換を行い、連携の強化に取り組み、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び社員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。更に代表取締役との面談を行い、監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び社員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査につきましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受けました。会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。それらをもとに会計監査人に対する監査評価表を作成し、期間中の監査状況について検証しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。監査役会としては、コーポレートガバナンス強化の観点から、今後も継続的な内部統制システムの整備、運用の改善が必要であると考え、引き続きその状況の監視、検証を行ってまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月22日

株式会社子ヨダ 監査役会

常勤監査役 小 池 秀 一 (印)

社外監査役 山 中 雅 雄 (印)

社外監査役 宇 佐 美 豊 (印)

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

#### 期末配当

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第77期の期末配当につきましては、長期安定的に充実した利益還元を行うという方針のもと、今後の事業展開に必要な内部留保の確保等を勧奨し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株当たり、普通配当14円といたしたいと存じます。  
この場合の配当総額は、492,238,572円となります。  
なお、昨年11月に中間配当として1株につき14円をお支払いいたしておりますので、期を通じましては、1株につき28円の配当となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年5月24日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了になります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	町野 雅俊 (1958年12月1日生)	1991年10月 当社入社 2016年6月 当社中部地区本部長 2017年3月 当社グローバルブランド統括部長 2018年2月 当社関東営業本部長 2020年6月 当社執行役員 関東地区店舗運営本部長 2021年5月 当社代表取締役社長就任（現任） 2024年2月 トモエ商事㈱取締役会長（現任）	888株
		（取締役候補者とした理由） 町野雅俊氏は、当社入社以来、長年営業部門の職務に携わり、地区営業本部や仕入部門の責任者を務め、店舗運営や商品施策に関して豊富な経験と知見を有し、その経験と知見は、当社グループの更なる成長と企業価値向上のために必要であることから、引き続き取締役候補者となりました。	
2	井上 裕一郎 (1969年4月12日生)	2014年5月 当社入社 2014年6月 当社広報・IR室長 2018年2月 当社経営企画室長 2019年3月 当社経理部長 2019年4月 当社財務本部経理部長兼経営企画室長 2021年6月 当社執行役員 経営企画室兼広報・IR室長 2022年5月 当社取締役企画財務本部長 2023年6月 当社取締役管理本部長 兼総務部長兼広報・IR室管掌（現任） 2024年4月 チヨダ物産㈱取締役（現任）	800株
		（取締役候補者とした理由） 井上裕一郎氏は、当社入社以来、広報・IR室、経理部、財務本部を経て、広報・IR室長、経営企画室長を務め、経営企画に関する豊富な経験と知見を有し、その経験と知見は、当社グループの更なる成長と企業価値向上のために必要であることから、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	新任 お 小 関 国 勇 (1967年12月14日生)	1986年4月 当社入社 2017年6月 当社九州地区本部長 2019年8月 当社ディストリビューター部長 2022年6月 当社執行役員店舗運営部長 2023年6月 当社執行役員店舗運営本部長（現任）	1,400株
		(取締役候補者とした理由) 小関国勇氏は、当社入社以来、仕入れ部門担当、地区営業本部や商品管理部門の責任者として、店舗運営や商品管理に関する豊富な経験と知見を有し、その経験と知見は、当社グループの更なる成長と企業価値のために必要であることから、同氏を新たに取締役候補者いたしました。	
4	ふな 舟 橋 浩 司 (1962年5月22日生)	1985年4月 ㈱博報堂入社 1990年6月 当社入社 1999年5月 当社取締役 2001年5月 ㈱マックハウス常務取締役営業部長 2003年5月 同社専務取締役営業本部長 2009年5月 同社代表取締役社長就任 2013年5月 当社代表取締役社長就任 2013年4月 (有)大知代表取締役社長（現任） 2016年8月 ㈱コスモポリタン代表取締役社長（現任） 2019年3月 当社代表取締役社長退任 2020年5月 ㈱マックハウス取締役相談役 2021年5月 同社取締役会長 2022年6月 当社上席顧問 2023年4月 ㈱マックハウス代表取締役会長兼社長（現任） 2023年5月 当社取締役（現任）	323,785株
		(取締役候補者とした理由) 舟橋浩司氏は、当社グループの事業及び会社経営としての豊富な見識・専門性を十分に有しており、企業の中長期的な戦略の実現に向け、更なる持続的成長を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができると判断して同氏を引き続き取締役候補者いたしました。	



候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	さとう のり お 佐藤 紀雄 (1962年2月11日生)	1980年4月 ㈱東海銀行(現㈱三菱UFJ銀行) 入行 2002年1月 ㈱UFJ銀行(現㈱三菱UFJ銀行) 上席調査役 2006年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行(現㈱三菱UFJ銀行) 上席調査役 2010年6月 ㈱三菱UFJインフォメーションテクノロジー取締役執行役員 2013年12月 ㈱野村総合研究所入社 2016年4月 同社IT基盤イノベーション事業本部グローバルIT基盤推進部部长 2018年4月 同社金融ソリューション事業本部統括部長 2021年5月 当社社外取締役(現任) 2021年5月 東京デジタルアイディアーズ(㈱)エグゼクティブパートナー 2022年3月 ㈱トレンドソリューションズ顧問(現任) イーテクノロジー(㈱)顧問(現任)	-株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 佐藤紀雄氏は、産業ITソリューション、IT基盤サービスにおける幅広い経験と実績を有しております。その経験を通じて当社の成長と企業価値の更なる向上を図るため、当社の社外取締役に相応しいと判断して同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。 なお、上記の理由からビジネスモデルの変革の役割を果たしていただくことを期待しております。			
6	い わき おさむ 井脇 修 (1957年8月17日生)	1981年4月 三菱商事(㈱)入社 アパレル部営業職 2004年3月 ㈱ライフギアコーポレーション取締役就任 2016年7月 外与(㈱)取締役COO 2018年4月 ㈱アイサーパス代表取締役社長(現任) 2022年10月 ㈱クライマー取締役(現任) 2023年5月 当社社外取締役(現任)	-株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 井脇修氏は、長年培ってきた靴・繊維・アパレル等の専門知識を有しており、幅広い業務マネジメントの経験があることから、当社の社外取締役に相応しいと判断して同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。 なお、上記の理由から、業界見識者としての立場で役割を果たしていただくことを期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	堀之内 慎太郎 (1980年12月17日生)	2005年4月 ㈱野村総合研究所入社 2007年9月 ゴールドマン・サックス証券㈱入社 2010年10月 ㈱産業革新機構入社 2013年3月 いちごアセットマネジメント㈱入社 2016年5月 いちご不動産投資顧問㈱ (現いちご投資顧問㈱) 社外取締役 2022年11月 いちごアセットマネジメント・インターナショナル執行役員(現任) 2023年5月 当社社外取締役(現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 堀之内慎太郎氏は、企業分析や市場調査に精通しており、企業価値向上の取り組みの経験と実績があることから、当社の社外取締役に相応しいと判断して同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、上記の理由から、資本市場の専門的な立場で役割を果たしていただくことを期待しております。			
8	山本 貴英 (1973年2月7日生)	1995年4月 伊藤忠商事㈱入社 アパレル部門 1998年1月 日本ヘラルド映画㈱入社 2003年7月 同社取締役 2005年7月 ブーズ・アレン・ハミルトン㈱入社 2011年9月 パーバリー・ジャパン㈱入社 2013年11月 プレイン・アンド・キャピタル・ホールディングス㈱入社 2016年8月 B A Cソリューションズ入社 同社取締役 2020年7月 PwCコンサルティング合同会社入社 2022年3月 フロンティア・マネジメント㈱入社 経営執行支援部門マネージング・ディレクター(現任) 2023年5月 当社社外取締役(現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 山本貴英氏は、小売・消費財業界に対して多くのコンサル経験があり、事業再生の実績があることから、当社の社外取締役に相応しいと判断して同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、上記の理由から、客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 佐藤紀雄及び井脇修、堀之内慎太郎、山本貴英の4氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 佐藤紀雄及び井脇修、堀之内慎太郎、山本貴英の4氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定です。  
 4. 佐藤紀雄氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

5. 井脇修、堀之内慎太郎、山本貴英の3氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、佐藤紀雄及び井脇修、堀之内慎太郎、山本貴英の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務執行に起因する責任追及に係る請求等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役全員（3名）が任期満了になります。

3名のうち、監査役小池秀一氏は任期満了につき退任いたします。つきましては、2名の再任と新任1名の計3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	新任 しお た しょう じ 塩 田 昭 二 (1964年1月2日生)	1983年3月 札幌アキレス(株)入社 1986年5月 当社入社 2023年6月 当社内部監査室長（現任）  (監査役候補者とした理由) 塩田昭二氏は、現在、内部監査室長として監査業務に従事しており、監査役として職務を適切に遂行できると判断し、同氏を新たに監査役候補者といたしました。	100株
2	やま なか まさ お 山 中 雅 雄 (1962年7月24日生)	1997年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2003年1月 山中総合法律事務所開設 2008年4月 ルネス総合法律事務所入所（現任） 2012年5月 当社社外監査役（現任） 2015年6月 システム・ロケーション(株) 社外監査役（現任） 2018年6月 エース証券(株) 社外取締役 2020年2月 トーセイ(株) 社外取締役  (監査役候補者とした理由) 山中雅雄氏は、弁護士として会社財務・法務に精通し、訴訟事件の経験も豊富であり、経営に関する高い見識を有しているため、当社の社外監査役に相応しいと判断して、引き続き社外監査役候補者といたしました。	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	宇佐美豊 (1958年4月28日生)	<p>1984年10月 監査法人太田哲三事務所 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所</p> <p>2006年11月 マネジメント・パワー・エクスチェンジ㈱ 代表取締役 (現任)</p> <p>2007年1月 宇佐美公認会計士事務所 所長 (現任)</p> <p>2012年4月 国立大学法人 政策研究大学院大学 監事</p> <p>2014年6月 東京海上プライベートルート投資法人 監督役員 (現任)</p> <p>2020年5月 当社社外監査役 (現任)</p> <p>2020年10月 産業ファンド投資法人監督役員 (現任)</p> <p>2023年6月 カルビー㈱社外監査役 (現任)</p> <p>(監査役候補者とした理由)</p> <p>宇佐美豊氏は、大手監査法人での多岐にわたる業務経験及び会計専門家としての高い見識を有しており、また、企業のビジネスリスク評価や内部統制構築などのコンサルティングを行っていることから、その専門性を当社の監査に反映いただくため、引き続き社外監査役候補者となりました。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山中雅雄及び宇佐美豊の両氏は社外監査役候補者であります。
3. 山中雅雄及び宇佐美豊の両氏は東京証券取引所規則に定める独立役員として、同取引所に届出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 山中雅雄氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって12年となります。
5. 宇佐美豊氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、山中雅雄及び宇佐美豊の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 塩田昭二氏は、本議案が承認可決された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年5月25日開催の第59回定時株主総会において、年額216百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、また、2011年5月26日開催の第64回定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で株式報酬型ストックオプションとして年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代え、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案につきご承認をいただいた場合、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

つきましては、上記株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の定めを廃止し、これに代わるものとして、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く。）は5名ですが、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（社外取締役を除く。）は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案にお

ける報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）、希釈化率（各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.08%程度）が軽微であること、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

#### 【本割当契約の内容の概要】

##### （１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

##### （２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他の正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

### 【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

#### 役員個人別の報酬等の内容についての決定の方針等

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動金銭報酬としての賞与及び非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成し、以下の方針に従い決定しており、報酬割合については、役位、職責、他社水準、社会情勢等を踏まえて、基本報酬を50～80%、業績連動報酬を25～10%、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）を25～10%を目安とします。

#### 基本報酬（金銭報酬）

月別の固定金銭報酬とし、役位、職責、業績指標の達成度、執行役員給与等従業員給与を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

#### 業績連動報酬（金銭報酬）

社員の賞与支給日に準じ、事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を高めるため、各事業年度の連結及び単体の収益性指標（売上高・営業利益）の目標値に対する進捗、企業価値向上への貢献度、及び社員の賞与支給乗率を考慮して決定するものとする。

#### 非金銭報酬等（譲渡制限付株式）

非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、役位、職責、業績指標の達成度を考慮し、総合的に勘案して取締役会の決議により割当株式数を決定し、毎年一定の時期に支給するものとする。

社外取締役及び監査役の報酬に関しては、監督機能を担うという職務の性質から、基本報酬（金銭報酬）のみとしております。

#### 役員個人別の報酬等の内容についての決定の方法

業務執行取締役の報酬につきましては、取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会より答申を受け、取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長 町野雅俊氏が当該答申内容に従って決定することに一任しております。同氏に委任する理由は、当社の業績等を踏まえ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適切であると判断したためであります。

当社指名報酬諮問委員会は、社外取締役が過半数を占めることが条件とされ、当事業年度におきましては、独立社外取締役を委員長とし、その他5名（内、社外取締役4名）の合計6名で構成されております。取締役会は、代表取締役による上記権限の



行使が適正に行使されるよう、独立性の高い指名報酬諮問委員会に諮問し答申を得ます。

監査役の報酬に関しましては、監査役の協議により決定しております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

**会場** 東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号  
吉祥寺エクセルホテル東急 7階「オークルーム」  
(会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。)  
電話 0422-22-0109 (代)



**交通のご案内** JR・京王井の頭線「吉祥寺駅」  
北口下車 徒歩 約5分

歩行者専用道路 内徒歩での経路 ◀.....▶

- お車でのご来場はご遠慮ください。
- 会場にご入場の際には、同封の議決権行使書用紙をご用意ください。